

北海道における産業廃棄物処理業の経営

松本 懿*

A Study on business administration of industrial waste products processing industries in Hokkaido

Atsushi MATSUMOTO*
(June, 1992)

目次

1. はじめに	21
(1) 産業廃棄物とその処理	21
(2) 期待される産業廃棄物処理業と 本稿のねらい	21
2. 北海道における産業廃棄物処理業	22
(1) 事業所数	22
(2) 規模と構造	23
3. 北海道における産業廃棄物処理業の 経営状況	25
—「北海道対事業所サービス業(産業 廃棄物処理業)実態調査」から—	
(1) 調査の方法	25
(2) 調査結果の概要	26
(3) 調査結果の要約	30
4. 北海道における産業廃棄物処理業の 今後の経営課題	30

1. はじめに

(1) 産業廃棄物とその処理

人間の経済活動にとって、廃棄物の発生は不可避の問題である。この廃棄物の処理について、現在、わが国では生活環境の保全、公衆衛生の向上などを目的として、法令(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」—昭和46年施行—)により、体系的、具体的に規制されている。

産業廃棄物は、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、法令で定められた19種類をいい、それ以外の廃棄物は一般廃棄物とされている(図-1)。

産業廃棄物の処理は、排出した事業者が処理責任を負い、自己処理を原則とするが、許可を受けた処理業者への委託処理も認められている。また、一定の産業廃棄物

については、自治体での処理も行われることがある。

産業廃棄物の処理業務は、収集・運搬、処分(中間処理、最終処分)に大別され、それぞれ収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者といわれているが、2~3種類の許可を併有している業者もいる。

排出事業所に保管された廃棄物は、車両によって中間処理施設や最終処分場へ収集・運搬され、中間処理施設では廃棄物の減量化、無害化、安定化等に必要な処理(焼却、脱水、中和等)を行い、有用なものは再生のため回収し、残さを最終処分場に埋め立てるといった過程を経る。

(2) 期待される産業廃棄物処理業と本稿のねらい

ところで、人々の生産から消費にいたる活動を社会の動脈とすると、廃棄物やリサイクルは社会の静脈といえる。この静脈過程において、とりわけ、産業活動に関わる分野では、産業廃棄物処理業が重要な役割を担っていることはいうまでもない。

そして、最近の環境問題に対する関心の高まりから、事業者による廃棄物の減量化やリサイクル等の取り組みが進んだとしても、産業規模の拡大に伴い、産業廃棄物の増加傾向は変わらず、質的にも高度な処理を要する廃棄物の増加や適正処理の要請の強まりなどによって、処理業者への期待と役割はますます高まるものと思われる。

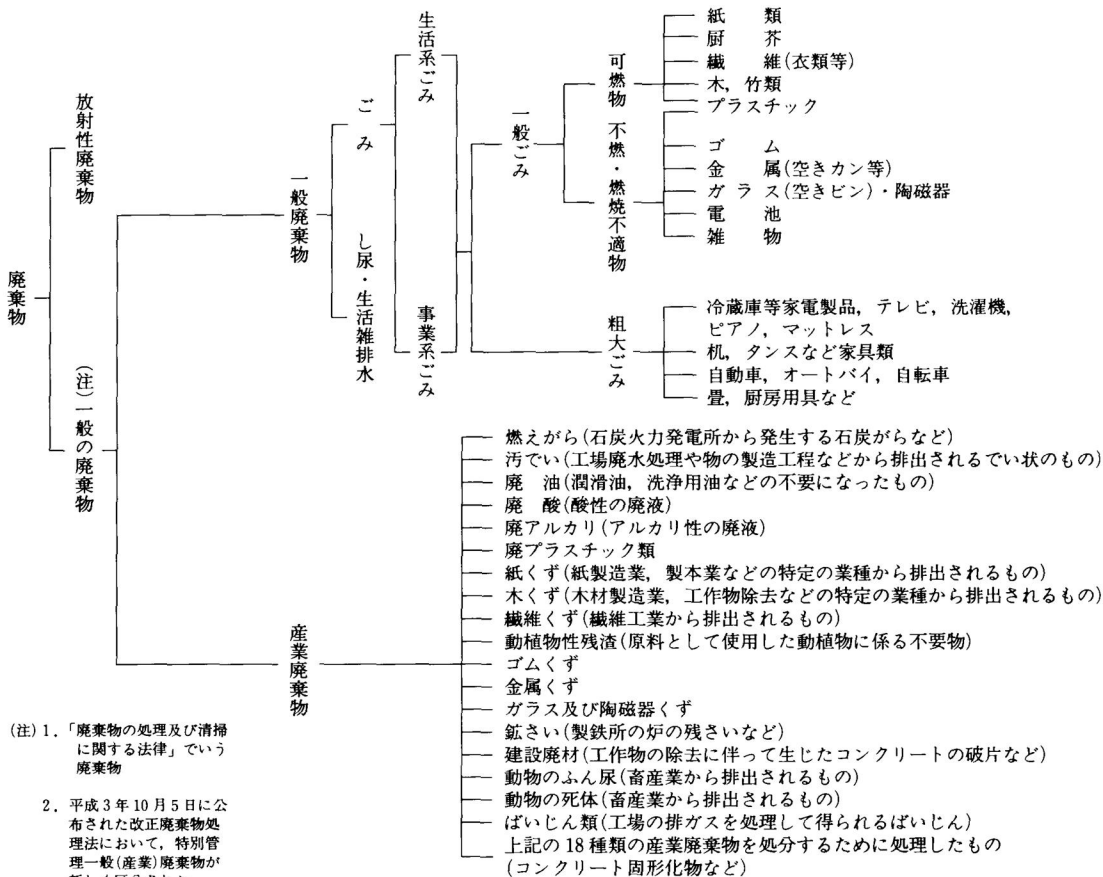
一方、ますます重要な度合いが高まりつつある産業廃棄物の処理について、産業廃棄物処理業者は、その専門家として、地域社会やユーザー企業のニーズに十分に 대응得るだけの経営体質・能力を有しているであろうか。

従来、産業廃棄物処理業界は、20年程度の歴史の浅い業界ということもあって、全国・北海道を問わず概して経営基盤が脆弱であるほか、産業活動の後始末といった裏方のイメージが強いなど、産業としては未成熟な面

*北海道文理科短期大学, 経営学研究室

Department of Management Information (Business Science), Hokkaido College of Arts and Sciences, Ebetsu, Hokkaido 069, Japan

図一 1 廃棄物の分類



(注) 1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でいう廃棄物
 2. 平成3年10月5日に公布された改正廃棄物処理法において、特別管理一般(産業)廃棄物が新しく区分された。

資料：厚生省編「平成3年版厚生白書」(平成4年3月)327頁。

があるといわれてきたが、この業界に関する調査データが極めて数少ないこともあって、その内容は必ずしも明らかにされてこなかった。

そこで、本稿では、北海道における産業廃棄物処理業の経営問題に焦点をあて、現状と問題点を分析するとともに、今後の成長・発展に向けての課題を検討してみる。

なお、本稿を取りまとめるに当たって、筆者は平成3年度北海道サービス業振興協議会に副会長として参画したが、ここで北海道における産業廃棄物処理業の振興指針を検討する過程で、当該業界の企業規模、売上・収支、取引・競合状態など、本道では初の経営アンケート調査を実施した。ここでの分析・検討は、産業廃棄物処理業に関する既存の調査統計資料に加えて、事務局(北海道商工労働観光部商工労働企画課)の好意により、このアンケート調査の結果を活用しながら進めることとする。

2. 北海道における産業廃棄物処理業

(1) 事業所数

北海道における産業廃棄物処理業者の許可件数は、平成2年度末で2,229件であり、その全国に占める割合は3%程度である(表-1)。産業廃棄物排出量の全国に占める割合が6%前後とみられているのに対し、許可件数の割合がこのように小さい理由としては、北海道の場合、排出量の中で圧倒的に大きなウエイトを有する汚泥や家畜糞尿が、主たる排出元の製造業や農業等で自己処理される割合の高いことが大きいとみられる。なお、この2,229件の許可業者の業種別構成では、収集運搬のみを行う業者が1,919件と9割近くを占めており、全国の場合とほぼ同様である(表-1)。

表-2で、昭和60年度以降の北海道における許可件数の推移をみると、平成2年度は対前年度比4.6%の増

表一 1 産業廃棄物処理業者数

区分		所轄	北海道	札幌市	小樽市	函館市	全道計	%	全国	%
収集運搬のみ			1,203	482	102	132	1,919	86.1	58,580	91.3
収集運搬 ・ 処 分	中 間		99	12	5	4	120	5.4	2,724	4.2
	最 終		69	21	—	—	90	4.0	1,331	2.1
	中間・最終		29	4	1	3	37	1.7	450	0.7
処 分 の み	中 間		23	7	—	1	31	1.4	672	1.1
	最 終		26	1	1	—	28	1.3	346	0.5
	中間・最終		4	—	—	—	4	0.2	58	0.1
合 計			1,453	527	109	140	2,229	100.0	64,161	100.0

(注) 全道は平成2年度末、全国は平成元年度4月1日現在の許可件数である。
資料：北海道「北海道対事業所サービス業業種別振興指針」(平成4年3月)より作成。

表一 2 産業廃棄物処理業者数の推移

業の区分	地域 年度	北 海 道						全 国				
		S60	61	62	63	H1	2	S60	61	62	63	H1
収集運搬のみ		797	887	982	1,068	1,143	1,203	42,665	46,732	51,009	56,708	58,580
収集運搬 ・ 処 分	中 間	68	78	89	94	102	99	2,165	2,389	2,533	2,612	2,724
	最 終	38	45	54	56	64	69	1,383	1,533	1,549	1,604	1,331
	中間・最終	16	19	24	22	26	29	370	422	433	457	450
処 分 の み	中 間	14	15	18	19	24	23	473	534	601	664	672
	最 終	8	10	13	23	28	26	294	336	357	382	346
	中間・最終	—	—	1	2	2	4	38	49	56	62	56
合 計		941	1,054	1,181	1,284	1,389	1,453	47,388	51,995	56,538	62,489	64,161
前年度増加率(%)		16.5	12.0	12.0	8.7	8.2	4.6	17.2	9.7	8.7	10.5	2.7

(注) 1. 北海道は各年度末、全国は各年度4月1日現在の許可業者数。2. 北海道は政令市(札幌市、小樽市、函館市)を除く。
資料：北海道「北海道環境白書」(各年)および「北海道対事業所サービス業業種別振興指針」(平成4年3月)より作成。

加にとどまったものの、昭和60～62年度は10%台、昭和63～平成元年度も8～9%の増加を示しており、全国を上回る程の勢いで増えていることがわかる。しかし、この中には、産業廃棄物処理業の成長性に着目した運輸業や土木・建設業などを本業とする業者が、兼業業務の一環として取りあえず許可を取得し、実際にはその業務をほとんど行っていない業者もいるとみられている。

ここで、総理府の「事業所統計」による北海道の産業廃棄物処理業者数をみておこう。表-3に示すように、平成3年における北海道の産業廃棄物処理業の事業所数は80事業所に過ぎず、対事業所サービス業全体に占める割合も僅か0.5%にとどまっている。しかし、「事業所統計」には、はじめて産業廃棄物処理業が登場した昭和53年度以降の推移では、昭和53年から61年までの8年間で、全国2.57倍(803事業所から2,066事業所へ)、北海道3.26倍(15事業所から49事業所へ)となっており、許可業者の場合と同様、北海道の方が全国を上回る伸びを示している(表-4)。

ところで、「事業所統計」は、個人経営の農林水産業を除く全国のすべての事業所を対象にしているが、各事

業所の業種の特定は、その業種の専業か、複数の事業を営んでいる場合は、最もウエイトの高い事業の業種によって行っている。そこで、許可業者数に対する「事業所統計」による事業所数の割合を、仮に「専業比率」としてみると、北海道における産業廃棄物処理業者の専業比率は、昭和61年で2.9%(同年の全国は4.0%)、平成3年で3.3%に過ぎず、実に約97%が兼業業者によって占められているという、他の業種ではまず考えられない形になっている。

(2) 規模と構造

平成3年における北海道の産業廃棄物処理業の1事業所当たり従業者規模は、12.0人となっており、産業全体およびサービス業全体のそれぞれ8.9人を上回るが、対事業所サービス業の12.6人よりはやや下回っている(表-3)。

また、従業員規模別区分(昭和61年事業所統計)で見ると、小規模事業所(産業廃棄物処理業の場合4人以下)の割合は8.6%に過ぎず、対事業所サービス業全体の11.8%より少ないが、中小事業所(同、49人以下)の割合では73.1%を占め、対事業所サービス業全体の55.3%を大きく上回っている(表-5)。つまり、北海道

表-3 対事業所サービス業の業種別事業所数・従業者数(北海道・平成3年)

業種	事業所数(1)		従業者数(2)		規模(2) / (1)
	実数	シェア (%)	実数 (人)	シェア (%)	
各種物品賃貸業	72	0.5	723	0.4	10.0
産業用機械器具賃貸業	600	4.0	5,082	2.7	8.5
事務用機械器具賃貸業	26	0.2	239	0.1	9.2
機械修理業	1,655	11.0	9,688	5.1	5.9
協同組合	1,247	8.3	26,981	14.2	21.6
ソフトウェア業	416	2.8	7,339	3.9	17.6
情報処理サービス業	213	1.4	6,078	3.2	28.5
情報提供サービス業	72	0.5	765	0.4	10.6
その他の情報サービス業	36	0.2	419	0.2	11.6
ニュース供給業	198	1.3	585	0.3	3.0
興信所	62	0.4	398	0.2	6.4
広告業	426	2.8	4,947	2.6	11.6
速記・筆耕・複写業	178	1.2	1,202	0.6	6.8
商品検査業	81	0.5	863	0.5	10.7
計量証明業	24	0.2	319	0.2	13.3
建物サービス業	754	5.0	38,680	20.4	51.3
民間職業紹介業	192	1.3	2,417	1.3	12.6
警備業	224	1.5	7,475	3.9	33.4
他に分類されない事業サービス業	1,805	12.0	16,084	8.5	8.9
法律事務所・特許事務所	224	1.5	818	0.4	3.7
公証人役場・司法書士事務所	472	3.1	1,504	0.8	3.2
公認会計士・税理士事務所	1,149	7.6	6,030	3.2	5.2
土木建築サービス業	2,972	19.7	36,925	19.5	12.4
デザイン業	297	2.0	1,385	0.7	4.7
その他の専門サービス業	1,401	9.3	5,997	3.2	4.3
産業廃棄物処理業	80	0.5	960	0.5	12.0
自然科学研究所	212	1.4	5,658	3.0	26.7
(A)対事業所サービス業合計	15,088	100.0	189,561	100.0	12.6
(B)サービス業合計	79,986	18.9	714,430	26.5	8.9
(C)全産業	292,288	5.2	2,603,010	7.3	8.9

(注) 1. 北海道「平成3年事業所統計調査結果の概要」より作成。
2. サービス業合計、全産業のシェア欄の数字は(A)/(B)及び(A)/(C)。

表-4 「事業所統計」における産業廃棄物処理業者数等

区分	事業所数			従業者数(人)			1事業所当たり従業者数(人)					
	昭53	昭56	昭61	平3	昭53	昭56	昭61	平3	昭53	昭56	昭61	平3
全 国	803	1,219	2,066	—	10,746	16,333	25,372	—	13.4	13.4	12.3	—
北海道	15	22	49	80	202	467	733	960	13.5	21.2	15.0	12.0
北海道/全国	1.9	1.8	2.4	—	1.9	2.9	2.9	—	—	—	—	—

資料：総理府「事業所統計」。ただし平成3年は北海道「北海道統計」(1992年5月)。

の対事業所サービス業の中で、産業廃棄物処理業は、生業形態に近い事業所は少ないものの、中小企業の範囲に入る事業所は非常に多いという特徴を有している。

なお、平成元年に総理府が初めて実施した「サービス

表-5 各産業における中小事業所等の割合(北海道)

業種	中小事業所の構成比		小規模事業所の構成比	
	事業所数 (%)	従業者数 (%)	事業所数 (%)	従業者数 (%)
1. 鉱業	98.2	41.9	75.6	15.7
2. 建設業	99.9	98.1	84.6	44.4
3. 製造業	99.7	88.9	79.3	29.9
4. 卸売業	99.6	92.5	46.8	13.0
5. 小売業	99.0	81.3	72.7	30.9
6. 飲食店	99.8	96.0	83.4	52.3
7. 金融・保険業	99.7	90.1	79.3	31.5
8. 不動産業	99.9	98.3	99.4	83.2
9. 運輸・通信業	99.6	90.9	74.5	20.5
10. 電気・ガス・水道業	99.1	77.1	71.5	12.7
11. サービス業	98.0	66.2	70.8	20.7
対事業所サービス業	95.6	55.3	56.3	11.8
産業廃棄物処理業	97.8	73.1	41.3	8.6
全 体	99.2	84.5	75.9	30.7

(注) 1 総務庁「昭和61年事業所統計」による。
2 民営ベースによる。
3 事業所等の規模区分は、従業者数による。
4 下記以外 * 中小事業所=299人以下、小規模事業所=19人以下
5 . 6 . 11 * 中小事業所=99人以下、小規模事業所=4人以下
* 中小事業所=49人以下、小規模事業所=4人以下

表-6 主な対事業所サービス業の経営指標(全国・平成元年)

区分	1事業所当たり	1事業所当たり	1従業者当たり
	従業者数(人)	事業収入(万円)	事業収入(万円)
各種物品賃貸業	12.3	141,865	11,517
産業用機械器具賃貸業	10.4	56,119	5,404
機械修理業	9.5	13,382	1,405
ソフトウェア業	38.6	41,074	1,065
情報処理サービス業	43.1	46,507	1,079
情報提供サービス業	15.6	21,799	1,400
広告業	12.8	64,212	5,010
建物サービス業	43.1	17,942	417
警備業	46.5	21,851	469
土木建築サービス業	7.3	8,214	1,128
デザイン業	5.1	5,528	1,077
産業廃棄物処理業	12.7	19,677	1,549
営利的サービス業全体	6.3	7,401	1,183

資料：総理府「平成元年サービス業基本調査報告」(平成3年7月)より作成。

業基本調査」によると、全国における産業廃棄物処理業の1事業所当たり事業所収入は約1億9,700万円、1従業者当たり事業所収入は1,549万円となっており、営利的サービス業全体の1事業所当たり事業収入7,400万円、1従業者当たり事業収入1,183万円をそれぞれ大幅に上回っている(表-6)。

さらに、北海道が、昭和63年から平成元年にかけて各種物品賃貸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業など主な対事業所サービス業を対象に行った「対事業所サービス業実態調査」の中から、代表的な項目について産業廃棄物処理業の特徴をみておこう(表-7)。

まず、昭和59年から昭和63年にかけての産業廃棄物処理業の売上高の年平均伸び率は、この時期の北海道経済の拡大とほぼ軌を一にする形で3.5%となっている。

表一 7 対事業所サービス業実態調査(アンケート調査)における主な業種の動向

業 種 名	売上高平均成長率 (63年/59年)	人件費の割合	労働時間と週休2日制	従業員の構成と採用予定	今後の経営の重点
各種物品貸業	年率12.8%の伸び	10%未満が多い	・週40時間未満が多い ・完全週休2日制が多い	・若年, 男子, 正社員型 ・男子常用従業員の確保 ・女子臨時従業員の削減	①営業面の充実 ②固定客の確保 ③サービス内容の充実
産業用機械器具貸業	年率12.0%の伸び	10%～30%が多い	・週48時間が多い ・週休1日制が多い	・若年, 男子, 正社員型 ・男子常用従業員の確保 ・女子臨時従業員の確保	①従業員の質的向上 ②営業面の充実 ③財務の強化
機 械 修 理 業	年率13.5%の伸び	30%～50%が多い	・週48時間が多い ・週休1日制が多い	・中年, 男子, 正社員型 ・女子臨時従業員の確保	①サービス内容の充実 ②従業員の質的向上 ③営業面の充実
ソフトウェア業	年率39.4%の伸び	50%～70%が多い	・週40～45時間が多い ・その他の週休2日制が多い	・若年, 男子, 正社員型 ・女子常用従業員の確保 ・女子臨時従業員の確保	①従業員の質的向上 ②人材の確保 ③営業面の充実
情報処理サービス業	年率16.8%の伸び	30%～50%が多い	・週40～45時間が多い ・その他の週休2日制が多い	・若年, 男子, 正社員型 ・女子臨時従業員の確保	①サービス内容の充実 ②人材の確保 ③営業面の充実
広 告 代 理 業	年率6.6%の伸び	10%～30%が多い	・週40～45時間が多い ・その他の週休2日制が多い	・中年, 男子, 正社員型 ・男子常用従業員の確保 ・女子臨時従業員の削減	①情報企画力の強化 ②従業員の質的向上 ③固定客の確保
ディスプレイ業	年率8.4%の伸び	10%～30%が多い	・週48時間が多い ・その他の週休2日制が多い	・中年, 男子, 正社員型 ・男子常用従業員の確保 ・女子臨時従業員の確保	①固定客の確保 ②情報企画力の強化 ③営業面の充実
デ ザ イ ン 業	年率54.8%の伸び	30%～50%が多い	・週48時間が多い ・週休1日制が多い	・若年, 女子, 正社員型 ・女子常用従業員の確保 ・女子臨時従業員の確保	①情報企画力の強化 ②財務の強化 ③人材の確保
経営コンサルタント業	年率9.6%の伸び	50%～70%が多い	・週40～48時間が多い ・その他の週休2日制が多い	・中年, 女子, 正社員型 ・女子臨時従業員の確保	①情報企画力の強化 ②研究開発の強化 ③固定客の確保
屋 外 広 告 業	年率8.0%の伸び	30%～50%が多い	・週48時間が多い ・週休1日制が多い	・中年, 男子, 正社員型 ・男子常用従業員の確保	①固定客の確保 ②人材の確保 ③情報企画力の強化
建物サービス業	年率8.8%の伸び	70%以上が多い	・週48時間が多い ・週休1日制が多い	・中高年, 女子, 非正社員型 ・女子常用従業員の確保 ・女子臨時従業員の確保	①従業員の質的向上 ②人材の確保 ③営業面の充実
警 備 業	年率8.2%の伸び	70%以上が多い	・週48時間が多い ・週休1日制が多い	・中高年, 男子, 非正社員型 ・女子常用従業員の確保 ・男子臨時従業員の確保	①人材の確保 ②従業員の質的向上 ③営業面の充実
土木建築サービス業	年率9.3%の伸び	30%～50%が多い	・週40～45時間が多い ・週休1日制が多い	・若年, 男子, 正社員型 ・男子常用従業員の確保 ・男子臨時従業員の確保	①従業員の質的向上 ②人材の確保 ③情報企画力の強化
産業廃棄物処理業	年率3.5%の伸び	30%～50%が多い	・週48時間が多い ・週休1日制が多い	・中高年, 男子, 正社員型 ・女子常用従業員の確保 ・男子臨時従業員の確保	①従業員の質的向上 ②研究開発の強化 ③コストダウン

(注) 若 年: 25歳未満
中 年: 25～45歳未満
中高年: 45歳以上

(注) 北海道「対事業所サービス業実態調査」(昭和63年10月及び平成元年4月アンケート実施)による。
資料: 北海道「北海道対事業所サービス業振興指針」(平成2年3月), 69～70頁。

集計された14業種の中では、産業廃棄物処理業を除くほぼ半分の業種が7～9%、残り半分の業種が2ケタ以上と回答しているので、産業廃棄物処理業の伸び率が最も低かった。

また、人事・労務面では、ディスプレイ業や屋外広告業などと同様、いわゆる「3K」イメージが強いことに加えて、時短や休日問題への取り組みが立ち遅れ、48時間労働・週休1日製の企業が多いこともあって若い従業員が少なく、「中高年・男子・正社員型」の労務構成

となっている。したがって、産業廃棄物処理業における今後の経営の重点では、優秀な若手労働力の確保を含めた「従業員の質的向上」が最大の課題として挙げられている。

3. 北海道における産業廃棄物処理業の経営状況

—「北海道対事業所サービス業(産業廃棄物処理業)実態調査」から—

(1) 調査の方法

- 1)調査の方式 郵送によるアンケート方式
- 2)調査の時期 平成3年11月～12月
- 3)発 送 数 500事業所(平成2年8月末現在における「産業廃棄物処理業許可業者名簿—北海道—」から、収集・運搬業者1,027社中270社<25%>と、中間処理業者111社、最終処分業者119社<それぞれ100%>)

- 4)回 収 数 225事業所
- 5)有効回答数 223事業所(有効回答率 44,6%)

(2) 調査結果の概要

1) 企業及び業務の概要

(企業形態・規模)

収集運搬(111社)、中間処理(50社)、最終処分(62社)の3業種合わせた有効回答223社のうち、株式会社が約70%、有限会社が約23%と会社形態が93%を占め、設立時期もほぼ20年のこの業界の歴史の中で、10年以上前の企業が70%を越えているが、資本金規模1,000万円以下の企業が46%と、ほぼ過半数を占めている。また、従業員規模も20人以下が46%、50人以下でみると実に81%に上り、圧倒的大多数が中小企業である(表-8、9、10、11)。

表-8 企業形態

区 分	合 計	収集運搬	中間処理	最終処分
株式会社	154	69	39	46
有限会社	52	35	7	10
個人経営	11	6	2	3
その他	6	1	2	3
計	223	111	50	62
株式会社	69.1	62.1	78.0	74.2
有限会社	23.3	31.5	14.0	16.1
個人経営	4.9	5.4	4.0	4.8
その他	2.7	0.9	4.0	4.8
計(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 業者業務別の区分は次による。
 「収集運搬」……収集運搬のみの許可業者
 「中間処理」……中間処理のみ+中間処理と収集運搬の許可業者
 「最終処分」……最終処分のみ+最終処分と収集運搬+最終処分と中間処理+最終処分と中間処理と収集運搬の許可業者
 資料:北海道商工労働観光部「北海道対事業所サービス業(産業廃棄物処理業)実態調査結果概要」(平成3年度北海道サービス業振興協議会・検討用資料)。

表-9 設立時期 (%)

区 分	合 計	収集運搬	中間処理	最終処分
昭44以前	35.9	38.7	38.0	29.0
昭45～54	35.4	34.2	40.0	33.9
昭55以降	22.9	19.8	18.0	32.3
N. A.	5.8	7.2	4.0	4.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料:表-8に同じ。

表-10 資本金規模 (%)

区 分	合 計	収集運搬	中間処理	最終処分
500万円以下	23.3	29.7	14.0	19.4
500～1000万円以下	22.9	21.6	30.0	19.4
1000～5000万円以下	39.5	38.7	36.0	43.6
5000～1億円以下	4.5	3.6	6.0	4.8
1億円超	3.6	1.8	6.0	4.8
N. A.	6.3	4.5	8.0	8.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料:表-8に同じ。

表-11 従業員規模 (%)

区 分	合 計	収集運搬	中間処理	最終処分
5人以下	12.1	10.8	12.0	14.5
6～20人	34.1	30.6	40.0	35.5
21～50人	34.5	36.0	30.0	35.5
51～100人	12.1	14.4	12.0	8.1
101人以上	5.8	7.2	6.0	3.2
N. A.	1.4	0.9	—	3.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料:表-8に同じ。

(許 可)

許可区分では、収集運搬業者に道と他の政令市の許可を併有するものが多かった。また、約半数の業者が一般廃棄物処理業の許可も有している。医療廃棄物処理業者は登録が必要だが、この登録を受けているのは約15%、しかし中間処理業者に限っては24%とやや多い(表-12、13)。

表-12 産廃処理業の許可区分

所管別	合計	収集	中間	中間		最終	最終	収集	中間	収集	中間	許可
				のみ	中間							
北海道	223	111	50	16	34	62	11	28	5	18	—	
(%)	100.0	49.8	22.4	7.2	15.2	27.8	4.9	12.6	2.2	8.1		
札幌市	223	31			1					2	189	
函館市	223	12							1		21	
小樽市	223	11			2						210	
道外	223	2									221	

資料:表-8に同じ。

表-13 一般廃棄物処理業許可及び医療処理業者登録の状況 (%)

区分	合計	収集運搬	中間処理	最終処分
一般処理業許可あり	48.4	55.0	36.0	46.8
一般処理業許可なし	48.9	42.3	62.0	50.0
N. A.	2.7	2.7	2.0	3.2
医療処理業者登録あり	14.8	12.6	24.0	11.3
医療処理業者登録なし	77.6	82.0	70.0	75.8
N. A.	7.6	5.4	6.0	12.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：表-8に同じ。

(取扱い種類)

産業廃棄物の取扱い種類では、建設廃材、ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類、ゴムくずのいわゆる「安定5品目」の他、木くず、汚泥などが多いが、そのうち建設廃材が最も多く80%強の業者が取り扱っており、年間処理量でもこれが第1位とする業者が約52%と圧倒的に大きなウエイトを占めている(表-14, 15)。

表-14 取扱産業廃棄物の種類

区分	合計	収集運搬	中間処理	最終処分
※建設廃材	181	① 89	① 36	① 56
※ガラスくず	130	③ 61	② 20	② 49
※金属くず	123	④ 55	④ 19	② 49
※廃プラスチック類	111	47	② 20	④ 44
木くず	104	② 63	⑤ 17	24
汚てい	92	⑤ 52	⑤ 17	23
※ゴムくず	71	27	14	⑤ 30
業者数	223	111	50	62
※建設廃材	81.2	① 80.2	① 72.0	① 90.3
※ガラスくず	58.3	③ 55.0	② 40.0	② 79.0
※金属くず	55.2	④ 49.5	④ 38.0	② 79.0
※廃プラスチック類	49.8	42.3	② 40.0	④ 71.0
木くず	46.6	② 56.8	⑤ 34.0	38.7
汚てい	41.3	⑤ 46.8	⑤ 34.0	37.1
※ゴムくず	31.8	24.3	28.0	⑤ 48.4
業者数(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 処理業者の3割以上が取り扱っている種類のみ掲出

○の数字は取扱業者の割合の多い順位

※印はいわゆる「安定5品目」

資料：表-8に同じ。

表-15 年間処理量(平成2年度) (%)

順位	合計	収集運搬	中間処理	最終処分
第1位	建設廃材51.6	建設廃材45.1	建設廃材48.0	建設廃材66.1
	汚てい 18.4	汚てい 26.1	廃油 10.0	汚てい 14.5
	廃油 4.0	動植物残さ3.6	廃酸 8.0	木くず 3.2
	木くず 3.1	廃プラ 2.7	金属くず 8.0	廃油 3.2
	金属くず 3.1	木くず 2.7	汚てい 6.0	

資料：表-8に同じ。

(兼業)

専業は8%程にすぎず、産業廃棄物処理業が主(9.9%)・従(82.1%)の企業合せて92%が建設業、運輸業等との兼業である。しかも、産業廃棄物処理業務の売上比率は、企業全体の50%以下というのが8割に及んでいる(表-16, 17, 18)。

表-16 専業・兼業状況 (%)

区分	合計	収集運搬	中間処理	最終処分
専業	7.6	5.4	10.0	9.7
兼業(産廃処理業が主)	9.9	4.5	12.0	17.7
兼業(産廃処理業が従)	82.1	89.2	78.0	72.6
N. A.	0.4	0.9	—	—
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：表-8に同じ。

表-17 兼業業種 (%)

区分	合計	収集運搬	中間処理	最終処分
建設業	39.0	33.7	42.2	46.4
運輸通信業	23.4	34.6	2.2	19.6
サービス業	15.6	17.3	13.3	14.3
製造業	10.7	6.7	20.0	10.7
卸売・小売・飲食業	5.9	3.8	13.3	1.8
鉱業	2.0	1.0	6.7	—
農林水産業	1.5	1.0	2.2	1.8
その他	1.5	1.0	—	3.6
N. A.	0.5	—	—	1.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：表-8に同じ。

表-18 産業廃棄物処理業務の売上比率(平成2年度) (%)

区分	合計	収集運搬	中間処理	最終処分
1%以下	40.8	45.0	44.0	30.6
1~5%	19.7	20.7	14.0	22.6
5~10%	6.3	6.3	6.0	6.5
10~50%	13.9	14.4	16.0	11.3
50%超	12.1	5.4	14.0	22.6
N. A.	7.2	8.1	6.0	6.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：表-8に同じ。

2) 経営の状況

(売上・収支)

平成2年度における企業全体の年間売上高は、1,000万円以下が5%, 10億円を超えるものが15%あるなど非常にバラツキが大きい。1企業あたり平均をとると7億円弱になる(表-19)。しかし、産業廃棄物処理業務関連だけに限ってみると、1企業あたり5,000万円台にとどまっている。

収支状況では、黒字企業が10%、収支トントンが57%あるものの、赤字の企業が23%を占めている。と

りわけ中間処理業者では赤字企業が32%を占めており、採算性は総じて厳しいことがうかがえる(表-20)。

資金繰りについても、約40%が設備・運転資金の不足を訴えている。この中では、中間処理業者と最終処分業者で設備資金の不足を挙げた企業が比較的多い(表-21)。

表-19 企業全体の年間売上高(平成2年度)(%)

区分	合計	収集運搬	中間処理	最終処分
1000万円以下	5.4	4.5	—	11.3
1000~5000万円	11.7	10.8	10.0	14.5
5000~1億円	8.1	9.9	6.0	6.5
1~5億円	41.7	42.3	40.0	41.9
5~10億円	12.6	14.4	14.0	8.1
10億円超	15.3	12.6	24.0	12.9
N. A.	5.4	5.4	6.0	4.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：表-8に同じ。

表-20 収支状況(平成2年度)(%)

区分	合計	収集運搬	中間処理	最終処分
収支良好(黒字)	10.3	12.6	10.0	6.5
収支トントン	56.5	55.0	52.0	62.9
赤字	22.9	18.0	32.0	24.2
N. A.	10.3	14.4	6.0	6.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：表-8に同じ。

表-21 資金繰りの状況(%)

区分	合計	収集運搬	中間処理	最終処分
運転資金の不足	6.7	8.1	4.0	6.5
設備資金の不足	20.2	17.1	22.0	24.2
運転・設備資金の不足	13.5	17.1	14.0	6.5
不自由なし	39.0	30.6	48.0	46.8
N. A.	20.6	27.0	12.0	16.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：表-8に同じ。

(取引・競争状況等)

処理料金に関しては、料金表の「無い」企業が、収集運搬・中間処理業者を中心に、「有る」企業を上回り、その都度、相対で取り決めるという企業が過半数を越えている。ユーザー本位に、廃棄物の内容にかかわらず全種類同一に決めてしまい、結局、処理コストがかさんで採算割れになるケースもある状況にある(表-22)。こうしたコスト割れの受託料金や不安定な料金設定も、業界の低収益体質の大きな要因と考えられる。

業界の競争状況に関する認識をみると、一般に収集運搬業者では、小資本で、比較的参入が容易なことから、過当競争になりやすいといわれるが、今回の調査結果で何らかの競争の強まりを挙げる企業は、収集運搬業者や

最終処分業者を中心に全体で37%程あるものの、特に問題なしという企業が57%もあり、業界全体として過当競争の状態にあるとは必ずしもいえない(表-23)。

今後の市場開拓のポイントとしては、顧客ニーズへの対応(13.9%)、業界の信頼性向上(12.1%)、専門性向上等の差別化(9.4%)、処理能力増強—投資—(9.0%)などが比較的多かった。しかし、許可申請時に営業区域が一定していることや兼業が多いこと、競争状態がそれほど深刻でないこともあってか、市場開拓のポイントは特にならぬという企業と無回答企業を合わせると44%にもなり、総じて市場開拓への積極性は強く感じられない(表-24)。

リサイクルに取り組んでいる企業は全体で約30%だが、中間処理業者では72%と圧倒的に高い状況にある。具体的に取り組んでいる事業は、アスファルト再生や金属回収等であるが、いずれにしても、今後、リサイクルを本格的に事業化していく上で、中間処理業者の役割は非常に大きいとみられる(表-25)。

表-22 受託料金の状況(%)

区分	合計	収集運搬	中間処理	最終処分	
料金表	有	40.8	31.5	32.0	64.5
	無	45.3	51.3	56.0	25.8
	N. A.	13.9	17.1	12.0	9.7
受託期間	年単位	20.6	15.3	28.0	24.2
	月単位	2.2	0.9	—	6.5
	その都度	53.8	60.4	34.0	58.1
	その他	3.6	4.5	6.0	—
	N. A.	19.7	18.9	32.0	11.3
料金基準	種類別に設定	44.4	51.4	30.0	43.6
	全種類同一	23.3	21.6	10.0	37.1
	その他	8.1	7.2	18.0	1.6
料金水準	N. A.	24.2	19.8	42.0	17.7
	コスト適正な水準	44.0	46.9	26.0	53.2
	コスト割れの低水準	15.7	12.6	16.0	21.0
水	わからない	17.0	18.9	22.0	9.7
	N. A.	23.3	21.6	36.0	16.1
(各項)計	100.0	100.0	100.0	100.0	

資料：表-8に同じ。

表-23 業界の競争状況(%)

区分	合計	収集運搬	中間処理	最終処分
同業他社増による競争	21.5	21.6	22.0	21.0
他業種参入による競争	5.8	6.3	—	9.7
不正業者との競合	7.2	5.4	4.0	12.9
その他要因での競争	2.2	1.8	4.0	1.6
特に問題なし	56.5	58.6	62.0	48.4
N. A.	6.7	6.3	8.0	6.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：表-8に同じ。

表-24 市場開拓のポイント (%)

区 分	合 計	収集運搬	中間処理	最終処分
顧客ニーズへの対応	13.9	15.3	8.0	16.1
業界への信頼性の向上	12.1	9.9	10.0	17.7
専門性向上等の差別化	9.4	7.2	12.0	11.3
処理能力増強(投資)	9.0	3.6	12.0	16.1
営業部門・活動の強化	6.3	7.2	8.0	3.2
広域処理の推進	1.8	1.8	2.0	1.6
その他	3.6	—	10.0	4.8
特になし	21.1	26.1	22.0	11.3
N. A.	22.9	28.8	16.0	17.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：表-8に同じ。

表-25 再生利用事業の実施状況 (%)

区 分	合 計	収集運搬	中間処理	最終処分
行っている*	29.2	11.7	72.0	25.8
行っていない	53.4	65.8	18.0	59.7
N. A.	17.5	22.5	10.0	14.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0

*主な再(生)利用事業の内容
 アスファルト再生 19
 鉄スクラップ・金属回収 6
 その他(再生油等) 32
 不明 8

資料：表-8に同じ。

表-27 従業員の充足状況と従業員教育の状況 (%)

区 分	合 計	収集運搬	中間処理	最終処分	
充足	十分である	43.1	33.3	42.0	61.3
	不十分である	36.8	39.6	48.0	22.6
	N. A.	20.2	27.0	10.0	16.1
教育	十分である	24.7	19.8	30.0	29.0
	不十分である	53.4	52.3	58.0	51.6
	N. A.	22.0	27.9	12.0	19.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	

資料：表-8に同じ。

(問題点・今後の方針)

経営上の当面の問題点は、受注量の不安定性(36.8%)を筆頭に、人材の不足(30.9%)、処分地の確保難(24.2%)、人件費の増加(24.2%)、収益性の悪化(20.2%)の順になっている。これらの認識は3業種間で大差ないものの、中間処理業者における人材不足(44.0%)や最終処分業者における処分地の確保難(30.6%)は、比較的大きな問題として目立っている(表-28)。

なお、今後の経営方針では、最も多いのは人材の育成・確保(35.0%)、次いで事業範囲の拡大(27.8%)、社内体制の強化(26.5%)、技術力の強化(25.6%)、そして、処理量の拡大(23.8%)の順となっている(表-29)。

表-28 当面の問題点(複数回答) (%)

区 分	合 計	収集運搬	中間処理	最終処分
受注量の季節的変動	36.8	37.8	34.0	37.1
人材の不足	30.9	30.6	44.0	21.0
処分地の確保難	24.2	21.6	22.0	30.6
人件費の増加	24.2	27.0	24.0	19.4
収益性の悪化	20.2	21.6	18.0	19.4
処理料金の体系不備	18.4	16.2	22.0	19.4
受注量の減少	17.0	15.3	28.0	11.3
競争の激化	14.3	11.7	16.0	17.7
営業力の不足	13.0	13.5	16.0	9.7
処理(施設)能力の不足	12.6	4.5	18.0	22.6
情報力の不足	11.7	13.5	10.0	9.7
資金の不足	11.2	9.0	12.0	14.5
後継者難	7.2	9.9	—	8.1
顧客ニーズの多様・高度化	4.0	3.6	4.0	4.8
その他	1.8	0.9	6.0	—
特になし	5.4	7.2	6.0	1.6
N. A.	19.7	24.3	12.0	17.7
企業全体数	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：表-8に同じ。

(従業員)

産業廃棄物処理業務に従事している従業員は、1企業平均8.7人ととどまっている(表-26)。一般に、主な仕事は運転手・作業員、年齢的にも50歳以上が4分の1程度を占めており、この業界は中・高齢者が中心の雇用形態になっている。

従業員の充足については、最終処分業者では十分であるという企業が圧倒的だが、収集運搬・中間処理業者ではむしろ不十分と回答した方が多かった。また、従業員教育に関しては、時間的余裕や教育スタッフが足りないこともあって、3業種とも不十分と認識している企業が圧倒的である(表-27)。

表-26 産業廃棄物処理業務従事者の状況 (%)

区 分	合 計	収集運搬	中間処理	最終処分
従事者数0人	1.4	0.9	2.0	1.6
1~2人	13.5	10.8	16.0	16.1
3~5人	20.2	18.9	16.0	25.8
6~10人	20.6	17.1	36.0	14.5
11~20人	12.6	13.5	12.0	11.3
21人以上	7.2	6.3	4.0	11.3
N. A.	24.7	32.4	14.0	19.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0
平均従事者数	8.7人	9.1人	7.2人	9.2人

資料：表-8に同じ。

表—29 今後の経営方針(複数回答) (%)

区 分	合 計	収集運搬	中間処理	最終処分
人材育成・確保の推進	35.0	32.4	40.0	35.5
事業範囲の拡大	27.8	27.0	32.0	25.8
社内体制の強化	26.5	25.2	32.0	25.8
技術力の強化	25.6	21.6	40.0	21.0
処理量の拡大	23.8	13.5	42.0	27.4
処理能力の拡大	21.5	7.2	32.0	38.7
営業力の強化	20.2	18.9	30.0	14.5
資金力の強化	15.7	10.8	22.0	19.4
専門化の推進	13.0	11.7	16.0	12.9
情報力の強化	10.8	10.8	14.0	8.1
業務提携の推進	10.3	13.5	8.0	6.5
異業種交流の推進	9.4	10.8	14.0	3.2
共同化の推進	5.8	7.2	4.0	4.8
その他	0.9	—	—	3.2
N. A.	23.8	29.7	12.0	22.6
企業全体数	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：表—8に同じ。

(3) 調査結果の要約

これまでみてきた「北海道対事業所サービス業(産業廃棄物処理業)実態調査」の結果から、北海道における産業廃棄物処理業の経営的特徴・問題点などを整理すると、次のとおりとなろう。

1. 企業形態としては、株式会社を中心に会社形態が多いものの、資本金・従業員規模などで中小企業が多い。中小企業の多さは、前章でもみたように他の産業とほぼ同様である。しかし、この業種の場合、建設・運輸業など他業界から兼業の形で参入しているケースが圧倒的である。こうした業者などの一部が、採算に合わないような受託料金・条件で受注し、ひいては不法投棄や建築廃材と木くずを混合処理するなどの不適正処理を行ったり、専門業者の育成を妨げる要因の一つになっているともみられる。

2. 売上は一定規模を有しているが、産業廃棄物処理業務関連に限ってみると1社平均5,000万円台にすぎず、その採算や資金繰りも楽ではない。売上規模についていうと、調査対象が異なるので単純に比較することはできないが、前章でみた全国の産業廃棄物処理業の1社平均売上高は約2億円であったから、北海道は大きく下回っている。

3. 各企業で産業廃棄物処理業務にかかわる従業員は平均8.7人、1人当たり売上高は600万円程に過ぎない。この1人当たり売上高についても、全国平均の1,500万円強を大幅に下回っている。この低生産性ゆえに、賃金や労働時間など労働条件の改善が困難なことや業界イメージの悪さも加わってか、受注の不安定性、処

分場の確保等と並んで、人材の確保難が経営上の大きな問題点となっている。

4. 受託料金の設定に関しては、料金表もなく、廃棄物の種類・内容に係わらず同一で、その都度相対で安く決めるなど、あいまいなケースが多い。このことが必ずしも過当競争とはいえない中、採算を厳しくする要因にもなっている。この点、首都圏などにおいては用地スペースや地価の問題などから、事業者が排出した廃棄物を自己処理することの限界もあってか、処理業者主導で料金が決められるケースが多いとされることは、全く逆の状況にある。

5. 何といても最大の問題と思われるのは、以上のようにいくつかの大きな問題点を抱えているにも関わらず、積極的な経営姿勢がみられないことである。たとえば、中間処理業者を中心にリサイクル事業には一定の取り組みがみられるものの、顧客ニーズへの対応、業界の信頼性向上、専門性向上等の差別化、営業部門・活動の強化など新規市場開拓への回答では、そのポイントは「特になし」とする企業が最も多くを占めるという結果になって表れている。

4. 北海道における産業廃棄物処理業の今後の経営課題

産業経済活動の量的拡大、先端技術型産業など新産業の出現・成長と有害化学物質の利用に伴う廃棄物の複雑化・多様化、人々の環境問題に対する関心の高まりなどを背景に、産業廃棄物処理の専門家として、また、リサイクル社会確立の中核的担い手として、北海道においても産業廃棄物処理業に対する重要性と期待が高まっている。

こうした状況を反映する形で、北海道における産業廃棄物処理業の事業数等は、売上の伸びを大きく上回る勢いで増えている。しかしながら、この業界は歴史が浅いこともあって、兼業業者が圧倒的に多い上に、事業規模が小さい、生産性が低い、取引形態が未確立、人材の確保・育成が難しいなど、その経営体質は未成熟な側面がある。

そこで最後に、北海道における産業廃棄物処理業が、今後、社会やユーザー企業の期待に応え、成長・発展を図っていく上での経営課題を検討・整理しておこう。

第1は、産業廃棄物処理業務の今日的意義・重要性を、処理業者自身が改めて再認識するとともに、自らの事業の枠組みの中にしっかりと位置づけ、積極的な経営展開を図ることである。まず、これらの確立がなければ、ここで明らかになった経営上のいくつかの基本的な問題点をクリアしていくことは極めて難しいである

う。

産業廃棄物処理業者の社会的意義・責任の自覚に関しては、業界団体である社団法人北海道産業廃棄物協会や行政による研修等を通じての指導性の発揮が期待される。また、具体的な経営展開のポイントとしては、収集運搬業者では、兼業業務との関連を生かした多様な戦略が求められ、中間処理業者では、設備・人材を生かした技術力・処理能力の差別化による稼働率・生産性の向上、最終処分業者では、企業・住民・自治体の理解と協力を獲得、適切な最終処分場の確保・管理を図っていくことなどが求められよう。

なお、業界のイメージアップ、健全業者育成の観点からも、後を絶たない不法投棄や不適性処理問題については行政が監視指導の徹底を図るとともに、悪質なものについては行政処分を適用するなど、不良業者を排除していくことが必要である。

第2は、処理コストの低減と経営の安定化である。業務の効率化、安定顧客の開拓などトータルな観点から、処理コストの低減を図るとともに、事業多角化による経営安定化の観点から、リサイクル関連事業等を組み込むなど積極的な経営の展開が望まれる。

また、収集運搬業者や中間処理業者、最終処分業者間の情報交換や提携、共同事業化などの取り組みの強化も必要であろう。

第3は、適正料金水準の確立である。そのためには、ユーザー企業・処理業者双方における廃棄物処理コストの負担のあり方に関する意識の転換が必要であるが、当面、業界として関係当事者を含めた公正な立場で、必要な処理コストについて調査を行い、適正と考えられる料金水準について検討、理解を得る努力が求められる。

第4は、人材の確保・育成である。専門的な知識や技

術を有する人材を確保・育成することは、どの業界でも共通の課題であるが、とくに廃棄物が複雑・多様化し、高度の専門性、処理技術が必要な中間処理業者では、重要な課題といえる。賃金・福利厚生・労働時間等の待遇改善に加えて、社団法人北海道産業廃棄物協会などが中心となり、業界イメージの向上や従業員教育への取り組み強化が望まれる。

第5は、廃棄物処理やリサイクルの重要性に関する関係者の幅広い合意を得ることである。処理施設・処分場の確保は、環境保全にかかわる必要不可欠な施設という認識の下に、地域住民や自治体の理解・協力を得て問題解決を図っていくとともに、処理施設整備費については、近年、1億円を下らない額になってきているので、関係機関による金融・税制面などでの支援強化も必要である。また、リサイクルの推進に関しては、再生技術や設備の問題のほか、再生品の販路・価格水準などと密接に関連しており、関係者間によるこの市場の安定化に向けた仕組みづくりも必要であろう。

参考文献・資料

- 1) 金融財政事情研究会編『業種別貸出審査事典—第6次新版』(金融財政事情研究会, 1988年)
- 2) 小野田猛士「問い直される産業廃棄物処理」(『週間東洋経済』東洋経済新報社, 1990年9月29日号)
- 3) 高杉晋吾『産業廃棄物』(岩波書店, 1991年)
- 4) 新沼俊彦「「静脈産業」の育成急務」(日本経済新聞, 1991年11月13日付記事)
- 5) 北陸経済研究所「北陸の産業廃棄物処理業界の現状と課題」(『北陸経済研究』北陸経済研究所, 1992年1月号)
- 6) 北海道保健環境部「北海道産業廃棄物処理計画の概要」(1992年3月)
- 7) 北海道商工労働観光部「北海道対事業所サービス業業種別振興指針—産業廃棄物処理業」(1992年3月)